

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和3年11月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 8. 各種がん検診 番号法別表第2に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6527

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 千葉 澄子	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6527	事後	直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	平成27年11月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年12月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の76項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和2年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6527	滝沢市 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6527	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和2年12月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和元年5月31日時点	令和2年11月1日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和元年5月31日時点	令和2年11月1日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月22日	IV.リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年11月1日時点	令和3年8月12日時点	事後	記載内容の見直しに伴い実施したもの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和2年11月1日時点	令和3年8月12日時点	事後	記載内容の見直しに伴い実施したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 各種がん検診 4. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 5. 肝炎ウイルス検査	健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 8. 各種がん検診 番号法別表第2に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。	事前	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年11月25日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年11月25日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載事項なし	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	事前	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年11月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年8月12日時点	令和3年11月15日時点	事後	情報連携の開始に伴い、再評価を実施したもの。
令和3年11月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和3年8月12日時点	令和3年11月15日時点	事後	情報連携の開始に伴い、再評価を実施したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年11月25日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載事項なし	[十分である]	事前	情報連携の開始に伴い、実施したものの。
令和3年11月25日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	記載事項なし	[十分である]	事前	情報連携の開始に伴い、実施したものの。